

お知らせ

記者発表資料	令和4年8月3日
配布日時	20:00

■同時発表先：山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ

徳山下松港早期機能回復に向けた取組みについて（第3報）

～航路等の航泊制限が一部解除されます～

徳山下松港晴海ふ頭において、7月31日（日）に発生いたしましたコンテナ船の転覆事故により、多数のコンテナが流出したこと等に起因して港湾の利用に支障が生じています。

このため、山口県と中国地方整備局が連携し、早期の港湾機能回復に向けた取組を実施してきました。その結果、3日（水）16:40に港内の制限（航泊禁止）が一部解除され、徳山西航路の航行が可能となりましたのでお知らせいたします。

【コンテナ散乱調査・回収等】

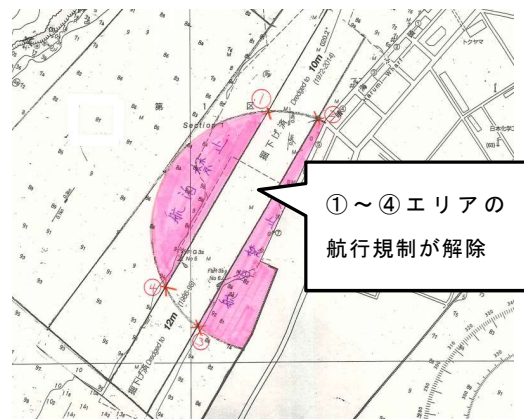
- ・ 転覆船周辺を除く、航路・泊地の調査及びコンテナ除去を完了。
- ・ 事故発生岸壁前面において、コンテナの回収作業を継続して実施。
- ・ 港内のコンテナ散乱の状況調査を継続して実施。

【その他】

- ・ 中国地方整備局、九州地方整備局より TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣中。



【港湾業務艇 調査状況】



【船舶航行規制変更状況】

<問い合わせ先>

山口県土木建築部港湾課 083-933-3810
 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所 徳山下松港出張所
 0834-31-0409